

# 物 価 高 騰 に 対 す る 市 民 ・ 事 業 者 へ の 支 援 制 度

(令和6年度:1月臨時議会/3月議会追加分)

令和7年3月7日現在

宍 粟 市



支援策の名称	<b>しそ物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯) (こども加算含む)</b>
支援の概要	物価高騰の影響が大きい令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を給付するとともに、世帯内で養育されている18歳以下の児童1人あたり2万円を合わせて支給します。
対象となる方	<p>次の要件①に該当する世帯の世帯主（さらに②に該当する場合は、こども加算をあわせて給付します。</p> <p>①基準日（令和6年12月13日）時点において、宍粟市に住民登録があり、世帯員全員の令和6年度「住民税均等割」が非課税である世帯の世帯主  ※ただし世帯が次のいずれかの要件に該当する場合は支給対象外となります。  ・世帯員全員が住民税が課税されている親族等に扶養されている世帯  ・市町村民税均等割が課されないことについて、租税条約の適用を届け出ている人がいる世帯  ・既に他の市区町村で本給付金と同様の給付金を受給した世帯主を含む世帯</p> <p>②原則、基準日において①と同一世帯内において18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童が含まれる世帯  ※①の受給世帯において、令和6年12月14日から令和7年7月31日までに生まれた児童は給付の対象となりますので、お申し出ください。</p>
支援の内容	<p>[給付額]</p> <p>①のみ該当 1世帯 30,000円  ①②に該当 1世帯 30,000円に平成18年4月2日以降生まれの児童1人あたり20,000円を加算</p> <p>※本給付金は差押禁止および非課税の対象です。</p>
手続き	<p>手続きは下記の(1)(2)(3)のいずれかの方式となり、方式別に該当する世帯へ案内を送付します。</p> <p><b>(1)プッシュ(片道給付)方式</b>（原則、手続き不要）  宍粟市の税情報において対象世帯であることが確認でき、世帯主が世帯主名義の公金受取口座を登録されていた世帯が対象です。</p> <p><b>(2)確認書方式</b>  宍粟市の税情報において対象世帯であることが確認できたうえで、世帯主の口座、その他の支給要件に該当すること等を届け出いただく必要のある世帯が対象です。確認書（案内）を送付しますので必要事項を記載のうえ、本人確認書類、振込先口座の確認できる資料の写しなどを添付し、提出してください。</p> <p><b>(3)申請書方式</b>  宍粟市の税情報において令和6年度住民税の課税状況が確認できない世帯員があり、その世帯員の課税内容次第で本給付金に該当する可能性がある世帯が対象です。住民税の申告を行っていただくことや令和6年1月1日の住所地から課税証明書等を取得していただくことなど、必要な手続きを記載した申請書（案内）を送付します。申請書に必要事項を記載のうえ、本人確認書類、振込先口座や税情報の確認できる資料の写しなどを添付し、提出してください。</p> <p>【申請期限】 令和7年6月30日（月）  ※ただしこども加算は令和7年7月31日までに出生した児童が対象です。</p>
お問い合わせ	健康福祉部 社会福祉課 物価高騰対策給付金室 0790-62-8867

支援策の名称	<b>しそ物価高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯) (こども加算含む)</b>
支援の概要	物価高騰の影響が大きい令和6年度住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、1世帯あたり3万円を給付するとともに、世帯内で養育されている18歳以下の児童1人あたり2万円を合わせて支給します。
対象となる方	<p>次の要件①に該当する世帯の世帯主（さらに②に該当する場合は、こども加算をあわせて給付します。）</p> <p>①基準日（令和6年12月13日）時点において、宍粟市に住民登録があり、世帯員全員が令和6年度住民税「均等割のみ課税者」又は「均等割のみ課税者」と「非課税者」のみで構成されている世帯の世帯主  ※ただし下記に該当する世帯は支給対象外となります。  ・世帯員全員が住民税が課税されている親族等に扶養されている世帯  ・市町村民税均等割が課されないことについて、租税条約の適用を届け出ている人がいる世帯  ・既に他の市区町村で本給付金と同様の給付金を受給した世帯主を含む世帯</p> <p>②原則、基準日において①と同一世帯内において18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童が含まれる世帯  ※①の受給世帯において、令和6年12月14日から令和7年7月31日までに生まれた児童は追加給付の対象となりますので、お申し出ください。</p>
支援の内容	<p>[給付額]</p> <p>①のみ該当 1世帯 30,000円  ①②に該当 1世帯 30,000円に平成18年4月2日以降生まれの児童1人あたり20,000円を加算</p> <p>※本給付金は差押禁止および非課税の対象です。</p>
手続き	<p>手続きは下記の(1)(2)(3)のいずれかの方式となり、方式別に該当する世帯へ案内を送付します。</p> <p><b>(1)プッシュ(片道給付)方式</b>（原則、手続き不要）  宍粟市の税情報において対象世帯であることが確認でき、世帯主が世帯主名義の公金受取口座を登録されている世帯が対象です。</p> <p><b>(2)確認書方式</b>  宍粟市の税情報において対象世帯であることが確認できたうえで、世帯主の口座、その他の支給要件に該当すること等を届け出いただく必要のある世帯が対象です。  確認書(案内)を送付しますので必要事項を記載のうえ、本人確認書類、振込先口座の確認できる資料の写しなどを添付し、提出してください。</p> <p><b>(3)申請書方式</b>  宍粟市の税情報において令和6年度住民税の課税状況が確認できない世帯員があり、その世帯員の課税内容次第で本給付金に該当する可能性がある世帯が対象です。住民税の申告を行っていただくことや令和6年1月1日の住所地から課税証明書等を取得していただくことなど、必要な手続きを記載した申請書(案内)を送付します。申請書に必要事項を記載のうえ、本人確認書類、振込先口座や税情報の確認できる資料の写しなどを添付し、提出してください。</p> <p>【申請期限】 令和7年6月30日(月)  ※ただしこども加算は令和7年7月31日までに出生した児童が対象です。</p>
お問い合わせ	健康福祉部 社会福祉課 物価高騰対策給付金室 0790-62-8867

支援策の名称	<b>介護・障がい福祉サービス事業所光熱費等高騰対策支援事業 (介護サービス入所・通所・訪問事業所等)</b>																																						
支援の概要	光熱費等が高騰するなか、介護サービス等を提供する入所・通所・訪問事業者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。																																						
対象となる施設・事業所	<p>令和7年2月1日現在において介護サービスを提供をしている市内に所在する以下の施設・事業所</p> <p>(1) 入所系          ア 特別養護老人ホーム          イ 介護老人保健施設          ウ 養護老人ホーム          エ 軽費老人ホーム          オ 認知症対応型共同生活介護事業所          カ 小規模多機能型居宅介護事業所（泊まり分）</p> <p>(2) 通所系          ア 通所介護事業所          イ 地域密着型通所介護事業所          ウ 通所リハビリテーション事業所          エ 小規模多機能型居宅介護事業所（通い分）</p> <p>(3) 訪問系          ア 訪問介護          イ 訪問看護          ウ 居宅介護支援</p>																																						
支援の内容	<p>1 交付金額          サービス区分（入所・通所・訪問）及び定員規模に応じ、以下の表に定める額</p> <table border="1" data-bbox="520 1261 1412 1716"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定員規模（名）</th> <th colspan="3">単価（円）</th> </tr> <tr> <th>入所系</th> <th>通所系</th> <th>訪問系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0-9</td> <td>27,500</td> <td>5,000</td> <td rowspan="11">13,000</td> </tr> <tr> <td>10-19</td> <td>82,500</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>20-29</td> <td>137,500</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>30-39</td> <td>192,500</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td>40-49</td> <td>247,500</td> <td>45,000</td> </tr> <tr> <td>50-59</td> <td>302,500</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>60-69</td> <td>357,500</td> <td>65,000</td> </tr> <tr> <td>70-79</td> <td>412,500</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>80-89</td> <td>467,500</td> <td>85,000</td> </tr> <tr> <td>90-99</td> <td>522,500</td> <td>95,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 留意事項          (1) 定員は、令和7年2月1日時点で判断します。          (2) 小規模多機能型居宅介護事業所については、泊まりと通いの定員それぞれで算定します。</p>	定員規模（名）	単価（円）			入所系	通所系	訪問系	0-9	27,500	5,000	13,000	10-19	82,500	15,000	20-29	137,500	25,000	30-39	192,500	35,000	40-49	247,500	45,000	50-59	302,500	55,000	60-69	357,500	65,000	70-79	412,500	75,000	80-89	467,500	85,000	90-99	522,500	95,000
定員規模（名）	単価（円）																																						
	入所系	通所系	訪問系																																				
0-9	27,500	5,000	13,000																																				
10-19	82,500	15,000																																					
20-29	137,500	25,000																																					
30-39	192,500	35,000																																					
40-49	247,500	45,000																																					
50-59	302,500	55,000																																					
60-69	357,500	65,000																																					
70-79	412,500	75,000																																					
80-89	467,500	85,000																																					
90-99	522,500	95,000																																					
手続き	別途、お知らせする期日までに指定の申請書を提出してください。																																						
問い合わせ	健康福祉部 高年福祉課 0790-63-3160																																						

支援策の名称	<p align="center"><b>介護・障がい福祉サービス事業所光熱費等高騰対策支援事業 (障がい福祉サービス入所・通所・訪問事業所等)</b></p>																																						
支援の概要	<p>光熱費等が高騰するなか、障がい福祉サービス等を提供する入所・通所・訪問事業者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。</p>																																						
対象となる施設・事業所	<p>令和7年2月1日現在において次のサービスを提供している市内に所在する施設・事業所</p> <p>(1) 入所系  ア 共同生活援助  イ 施設入所支援  ウ 障がい者福祉ホーム</p> <p>(2) 通所系  ア 生活介護  イ 就労継続支援 (A型)  ウ 就労継続支援 (B型)  エ 児童発達支援  オ 放課後等デイサービス  カ 地域活動支援センター</p> <p>(3) 訪問系  ア 計画相談支援  イ 居宅介護  ウ 同行援護  エ 重度訪問介護  オ 保育所等訪問支援</p>																																						
支援の内容	<p>1 交付金額  サービス区分 (入所・通所・訪問) 及び定員規模に応じ、以下の表に定める額</p> <table border="1" data-bbox="520 1265 1412 1719"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定員規模 (名)</th> <th colspan="3">単価 (円)</th> </tr> <tr> <th>入所系</th> <th>通所系</th> <th>訪問系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1-9</td><td>22,500</td><td>5,000</td><td rowspan="10">13,000</td></tr> <tr><td>10-19</td><td>67,500</td><td>15,000</td></tr> <tr><td>20-29</td><td>112,500</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>30-39</td><td>157,500</td><td>35,000</td></tr> <tr><td>40-49</td><td>202,500</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>50-59</td><td>247,500</td><td>55,000</td></tr> <tr><td>60-69</td><td>292,500</td><td>65,000</td></tr> <tr><td>70-79</td><td>337,500</td><td>75,000</td></tr> <tr><td>80-89</td><td>382,500</td><td>85,000</td></tr> <tr><td>90-99</td><td>427,500</td><td>95,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2 留意事項  定員は、令和7年2月1日時点で判断します。</p>	定員規模 (名)	単価 (円)			入所系	通所系	訪問系	1-9	22,500	5,000	13,000	10-19	67,500	15,000	20-29	112,500	25,000	30-39	157,500	35,000	40-49	202,500	45,000	50-59	247,500	55,000	60-69	292,500	65,000	70-79	337,500	75,000	80-89	382,500	85,000	90-99	427,500	95,000
定員規模 (名)	単価 (円)																																						
	入所系	通所系	訪問系																																				
1-9	22,500	5,000	13,000																																				
10-19	67,500	15,000																																					
20-29	112,500	25,000																																					
30-39	157,500	35,000																																					
40-49	202,500	45,000																																					
50-59	247,500	55,000																																					
60-69	292,500	65,000																																					
70-79	337,500	75,000																																					
80-89	382,500	85,000																																					
90-99	427,500	95,000																																					
手続き	<p>別途お知らせする期日までに指定の申請書を提出してください。</p>																																						
お問い合わせ	<p>健康福祉部 障がい福祉課 0790-63-3101</p>																																						

支援策の名称	<b>低所得のひとり親世帯への物価高騰支援給付金</b>
支援の概要	食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける「低所得のひとり親世帯」に対し、扶養する児童の人数に応じた支援給付を行います。
対象となる方	<p>令和7年1月から3月までの全部またはいずれかの月において、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている人で、次のいずれにも該当しない人</p> <p>（対象から除外する人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当の全部を支給しないこととされている人</li> <li>・令和6年度しそ物価高騰支援給付金の支給対象となる人</li> <li>・令和6年度しそ物価高騰支援給付金の支給対象となる世帯に属する人</li> <li>・他市町村において、国の物価高騰対策のための重点支援地方交付金を活用した給付金を世帯主として受領した人</li> </ul> <p>※「国の物価高騰対策のための重点支援地方交付金」とは、令和6年11月22日付閣議決定された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」をいいます。</p>
支援の内容	<p>【給付額】</p> <p>児童扶養手当受給者 3万円  児童加算 対象児童1人あたり2万円</p>
手続き	<p>申請不要</p> <p>※給付金の支給に関する確認書による意向確認手続きを経て児童扶養手当受給口座へ給付します。</p>
お問い合わせ	健康福祉部 子育て支援課 0790-63-3176

支援策の名称	<b>医療機関等における光熱費等高騰対策支援事業</b>
支援の概要	光熱費等が高騰するなか、市内医療機関に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。
対象者となる施設・事業所	令和7年2月1日現在において、市内で診療を行っている医療機関（医院、歯科医院）
支援の内容	1医療機関あたり、15,000円 ※ 1医療機関1回限り
手続き	別途お知らせする期日までに指定の申請書を提出してください。
お問い合わせ	健康福祉部 保健福祉課 0790-62-1000

支援策の名称	<b>保育施設等燃料価格高騰対策支援事業</b>
支援の概要	民間の事業者が運営する保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設、放課後児童クラブ（以下「保育施設等」という。）の光熱費（電気代・ガス代）の高騰対策として支援金を交付します。
対象となる方	市内の私立保育施設等
支援の内容	<p>令和5年度の決算額と令和2年度の決算額の差額と、保育施設等への一時支援金（保育所等）（令和6年度兵庫県福祉部補助金交付要綱別表）の基準額により算定した額を比較して少ない方の額を上限として、市の基準単価により次の算式でそれぞれ算出した額の合算額を助成します（千円未満切り捨て）。</p> <p>【電気代】 7円×施設の建築面積（総床面積）×12か月</p> <p>【ガス代】 52,000円（定額）</p>
手続き	<p>前記算出に基づく交付金請求書に、令和2年度及び令和5年度の決算書（電気代及びガス代の内訳が分かるもの）を添付のうえ、提出してください。</p> <p>【提出期限】令和7年3月31日</p>
お問い合わせ	教育部 こども未来課 0790-63-3114